# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	令和5年度生活応援クーポン券の支給に関する事務書 【令和6年3月31日終了】

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、令和5年度生活応援クーポン券の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

飯塚市長

#### 公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

T IN THE	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務 
①事務の名称	令和5年度生活応援クーポン券の支給に関する事務
②事務の概要	「飯塚市生活応援クーポン券発行事業実施要綱」に基づき、飯塚市民へクーポン券の支給事務を行う。 当該クーポン券の支給に際し、その支給要件の判定に必要な範囲において、各情報保有機関と情報 提供ネットワークを介して市町村民税(特別区民税を含む。)に関する情報を照会する。
③システムの名称	税情報システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
令和5年度生活応援クーポンジ	等の支給情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項、同法別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における	
①部署	福祉部生活応援臨時対策室
②所属長の役職名	生活応援臨時対策室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部 生活応援臨時対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1926)
9. 規則第9条第2項の適	用
適用した理由	

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和!	5年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和!	5年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ 〇 ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠					

9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられる対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。  6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発	)				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	本市では「飯塚市情報セキュリティポリシー」を策定しており、当該規定に従った運用を行っている。た、システム利用者をID及びパスワードにより限定し、作業用端末を指定する等の対策を講じていたとから、リスクへの対策は「十分である」と考える。					

#### 変更箇所

及丈固	<b>发史</b> 面別									
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明					
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律)第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表第一の百一の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣庁・後務省令第7号等74条行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務台でで定める事務と情報を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、同法別表136の項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条							
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、同法別表第二の百二十一の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59条の4 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59条の4内閣総理大臣及び総務大臣が定める 事務及び情報を定める告示	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項							
令和6年12月27日	様式変更による改訂									
令和6年12月27日	Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後						